

外部監査人設置要領

焼津漁業協同組合

第一 目的

焼津漁業協同組合（以下、「当組合」という。）は、焼津魚市場において発生した冷凍魚不正抜き取り事件に関して、これまで調査委員会、再発防止委員会、第三者委員会（これら三委員会を、以下、「第三者委員会等」という。）及び外部監査人を設置し、その調査報告書等に基づいた再発防止策を策定して順次実施してきているところである。このような中で当組合が漁業者及び関係者の信頼回復を図るために取り組んできた再発防止策及びこれから取り組むべき施策について第三者による公平、公正な検証・評価を目的とした監査を行う外部監査人を設置する。

第二 監査対象事項

外部監査人が行う監査の対象事項は、下記事項とする。

- （１）「令和６年２月９日付け焼津漁業協同組合外部監査報告書」の指摘事項
- （２）その他（適宜、第三者委員会等の指摘事項を含むものとする。）

第三 外部監査人の指名及び監査の手法

- １ 外部監査人は、組合長が指名する者とする。
- ２ 監査は、当組合の役員、コンプライアンス担当職員、その他職員及び取引関係者等からの聞き取りのほか、適宜、資料の閲覧、関係者へのアンケート等により行うものとする。

第四 監査対象期間及び監査実施期間

- １ 監査の対象となる期間は、令和５年１２月２７日から令和６年１２月２６日までとする。
- ２ 監査を実施する期間は、令和６年９月２４日から令和７年１月３１日までとする。

第五 報告書の提出

- １ 外部監査人は、上記監査実施期間が終了後、速やかに報告書を取りまとめ、組合長に報告書を提出する。
- ２ 組合長は、報告書の提出を受けた後、これを公表するものとする。

第六 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

第七 要領の改廃

この要領の改廃は、組合長が決定する。

附 則

この要領は、令和5年9月25日から実施する。

一部改定 令和6年9月24日